

『上里町の人事行政の運営等の状況』を公表します

町民の皆さんに、町職員の採用・退職・給与・勤務時間・その他勤務条件・研修などの状況を広く知っていただくため、次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の採用状況(平成20年度) ②職位別任用状況

職種	人数 (うち女性数)	職名	人数 (うち女性数)
保健師	1(1)	課長相当職	21(0)
合計	1(1)	課長補佐相当職	26(2)
		合計	47(2)

③職員の退職状況(平成20年度)

	事務職 (うち女性数)	技術職 (うち女性数)	保育士 (うち女性数)	合計 (うち女性数)
定年退職	5(0)	()	()	5(0)
勸奨退職	()	()	()	()
自己都合退職	1(0)	()	()	1(0)
その他の (死亡・免職・失職)	1(0)	()	()	1(0)
退職者合計	7(0)	()	()	7(0)

④定員管理の数値目標及び進捗状況

計画	職員数	純減数	純減率
平成17年4月1日(計画始期)	199	—	—
平成20年4月1日(現在)	181	18	△ 9.04%
平成22年4月1日(目標)	177	22	△11.05%

※職員数は、教育長を除いた職員数です。

⑤部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年		
一般行政部門	議会	3	3	0	
	総務企画	37	37	0	
	税務	19	19	0	
	民生	42	42	0	
	衛生	7	8	1	業務増
	労働	0	0	0	
	農林水産	11	11	0	
	商工	1	1	0	
	土木	15	13	△ 2	事務の統廃合
	小計	135	134	△ 1	
特別行政部門	教育	24	21	△ 3	欠員付補充、事務の統廃合
	小計	24	21	△ 3	
営企業等部門	水道	8	8	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	16	15	△ 1	事務の統廃合
	小計	28	27	△ 1	
合計		187 [203]	182 [203]	△ 5 [0]	

※職員数は教育長を含む一般職に属する職員数です。

※[]内は、条例定数の合計です。

2. 職員の給与に関する状況

①人件費の状況(普通会計決算)

区分	町の人口 (H21.3.31現在) 人	歳出額 A 千円	実収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費
20年度	30,780	7,104,143	310,078	1,446,546	20.4%	21.5%

※人件費には、特別職に支給される給料等を含みます。

②職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A 人	給与費				1人あたりの給与費 B/A 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
20年度	158	623,327	99,183	266,341	988,851	6,258

※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。

③特記事項

日当手当を平成17年度より凍結しています。

④職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額の状況

区分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	20年度 ラスパイレス指数
上里町	45.9	346,000	403,000	96.0

※平均給料は、平成21年4月1日における基本給の平均です。
※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

⑤職員の初任給の状況

区分		上里町		国	
		初任給 円	2年後の給料 円	初任給 円	2年後の給料 円
一般行政職	大卒	178,800	191,600	172,200	185,800
	高卒	149,800	161,600	140,100	149,800
技能労務職	大卒	—	—	—	—
	高卒	124,900	132,800	—	—

⑥職員の経験年数別・学歴別平均給与月額の状況

区分		経験年数10年 円	経験年数15年 円	経験年数20年 円
上里町	大卒	237,700	287,500	329,100
	高卒	207,000	245,300	295,900

⑦行政職の級別職員数の状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	0	0%
2級	主事・技師	11	9.2%
3級	主任	47	39.2%
4級	係長・主査	26	21.7%
5級	課長補佐	17	14.2%
6級	課長・参事	19	15.8%

※上里町の給与条例に基づき給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3. 職員手当の状況

①期末・勤勉手当

上里町		国	
1人あたり平均支給額(20年度) 1,640千円		—	
(20年度支給割合)		(20年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.5月分	3.0月分	1.5月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(有) ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置(有) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

②退職手当

(20年度末退職者支給率)

区分	上里町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分

③地域手当

区分	全職種
支給実績(20年度決算)	37,202千円
支給職員1人あたり平均支給年額(20年度決算)	200千円
支給対象地域	町内全域
支給率	5%
支給対象職員	186人
国の制度(支給率)	0%

④特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績(20年度決算)	0円
支給職員1人あたり平均支給年額(20年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)	1.5%
手当数(手当の種類)	2手当 (感染症防疫業務、旅行病人処置)

⑤時間外勤務手当

区分	全職種
支給総額(20年度)	18,178千円
職員1人あたり平均支給年額(20年度決算)	132千円

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価 (単位:円)	国の制度との異同	支給実績 (平成20年度実績)	支給職員1人 あたり 平均支給年額
扶養手当	・配偶者 13,000 ・子等 6,500 ・扶養特定期間加算 5,000	同	19,186,000	201,957
住居手当	・持家新築 5年未満 4,500 5年以上 3,500 ・借家限度額 27,000	異	8,363,300	86,219
通勤手当	・自動車等利用者 通勤距離2km以上から支給 ・交通機関利用者 鉄道利用者 運賃相当額(6か月定期) 限度額 55,000	同	5,784,039	49,017
管理職手当	課長 10% 課長補佐 8%	異	21,499,808	438,771

⑦特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	
	()は減額措置の額	他町における最高/最低額
給料	町長 777,000(621,600) 副町長 640,000(512,000) 教育長 602,000(511,700)	931,000~514,000 768,000~461,000 650,000~511,700
報酬	議長 311,000 副議長 253,000 議員 222,000	452,000~275,000 372,000~213,300 340,000~192,600
期末手当	町長 副町長 教育長 議長 副議長 議員	(20年度支給割合) 4.5月分 役職加算15%
退職手当	町長 副町長 教育長	(算定方式) 退職時給料月額×48月×0.35×1.15 退職時給料月額×48月×0.21×1.15 退職時給料月額×48月×0.20×1.15 (支給時期) 任期ごとに支給

※期末手当については、町長・副町長は20%、教育長は15%の減額措置を行っています。

4. 職員の勤務時間・その他の勤務条件の状況

①勤務時間の概要

1週間の勤務時間	平成21年4月1日より 38時間45分(国:38時間45分)
1日の勤務時間	午前8時30分~午後5時15分
休憩時間	午後0時~1時

②休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	日数	給与
年次有給休暇	1の年につき最高20日間、前年からの繰越分を含めると最高40日間	有給
病気休暇	負傷又は疾病のために療養が必要がある場合に、医師の証明に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられる休暇	有給
特別休暇	出産、忌引、結婚の場合など特別な理由により勤務しないことが相当と認められる18種類の休暇	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月以内の必要とする認められる期間	無給
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1の年に20日以内	無給

③年次有給休暇の取得状況

	平成19年	平成20年
平均取得日数	10日2時間	9日3時間

⑤時間外勤務の状況

	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	年間 (1人あたり)
月平均	5.5時間	4.75時間	7.0時間	8.25時間	77.0時間

④育児休業の取得状況

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	取得者	うち新規	取得者	うち新規
取得者合計	11	9	0	0
うち女性	10	8	0	0
うち男性	1	1	0	0

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
	0	0	0	0	0

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
	0	1	1	0

6. 職員の服務状況

①職員の守るべき義務の概要

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準を実現するため、地方公務員法は、職員に対し、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制限を課しています。

②職務専念義務免除の状況

区分	件数
研修を受ける	72
厚生事業に参加	0
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドック等)	270

③営利企業等従事の許可状況

許可件数	許可事例
6	国の統計調査に従事する指導員・予備自衛官・スポーツ指導員・居住する地域の役員となる場合

※職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。

7. 職員の研修状況

①研修の概要

研修体系	コース数	参加人数
児玉郡市広域総合センター研修	12	70
自治人材開発センター関係	2	2

8. 職員の福利及び利益の保護状況

①福利厚生制度に係る町の負担状況

区分	平成20年度決算
共済組合負担金	203,118千円

②公務災害の発生状況

区分	件数
公務災害	0
通勤災害	0

9. 公平委員会の業務状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0

※平成20年度において、職員から勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立てはありません。

公共下水道供用予定区域の皆さんへ

「公共下水道使用料」・「下水道受益者負担金」についてのお知らせ

◆公共下水道使用料

公共下水道に接続して使用を開始すると、汚水処理費用や施設維持管理費に充てるために、下水道使用料を納めていただくことになります。使用料の額は、原則上水道の使用水量に応じて下表のとおりとなります。

使用料体系

使用料単価			基本料(※1)
下水道使用量		1㎡あたり	
10 ㎡を超え	30 ㎡まで	117円	+800円
30 ㎡を超え	50 ㎡まで	130円	
50 ㎡を超え	100 ㎡まで	143円	
100 ㎡を超え	200 ㎡まで	175円	
200 ㎡を超え	500 ㎡まで	200円	
500 ㎡を超え	1000 ㎡まで	225円	
1000 ㎡を超えるもの		250円	

〈参考〉下水道使用料(月額)算出方法 1 か月30㎡使用した場合

$$\begin{aligned}\text{単価}117\text{円} \times 20\text{㎡} + \text{基本料}800\text{円} &= \\ &= 3,140\text{円} / \text{月 (税抜)} \\ 3,140\text{円} \times 1.05 &= 3,297\text{円} / \text{月 (税込)}\end{aligned}$$

※1. 基本料は1 か月あたり10㎡以下です。

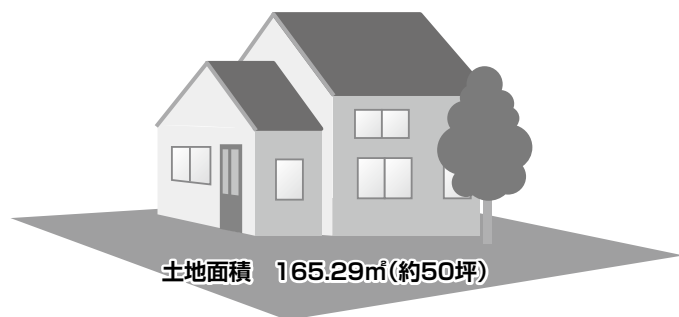
◆下水道受益者負担金

下水道受益者負担金は、公共下水道に接続する時に負担していただくものです。

土地(画地)面積1 ㎡あたり430円となります。

〈参考〉下水道受益者負担金算出方法

土地面積165.29㎡(約50坪)の場合(※2)



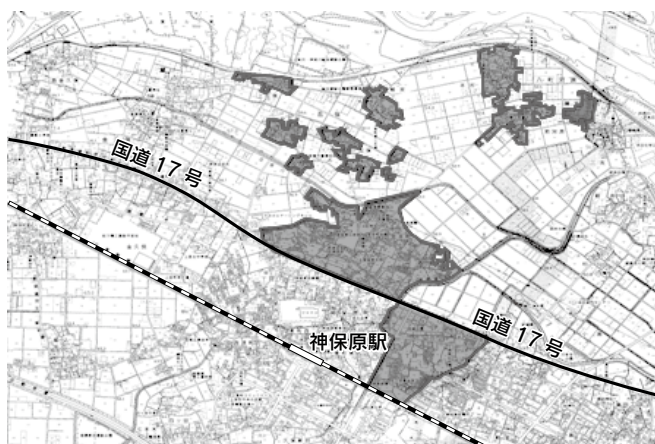
$$\begin{aligned}165.29\text{㎡} \times 430\text{円} &= 71,074\text{円} \\ &\approx 71,070\text{円 (10円未満の端数切捨て)} (※3)\end{aligned}$$

※2. 1 坪=3.3058㎡で計算した場合

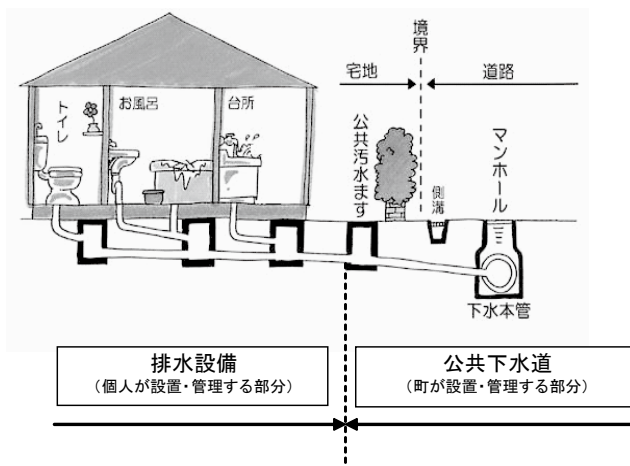
※3. 受益者負担金については、上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例施行規則第17条第1項第1号の規定により10円未満の端数を切捨て計算します。

下水道供用予定区域

(神保原町の一部・忍保・八町河原・児玉工業団地)



予定区域は概略図であり、詳細は下水道課までお問い合わせください。



問合せ…下水道課【☎35-1228(直)】